

介護員養成研修事業者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に係る
休止の協力依頼について

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づき、国が令和2年4月16日に全都道府県を対象に、緊急事態宣言を行ったことを受け、県は、県民の皆様に出自粛を強く呼びかけてきました。しかし、その効果はみられず、県内ではクラスターが発生し、感染者は増加し続け、緊迫した状態が続いています。ゴールデンウィークを控え、さらなる対応を行う必要があると判断し、滋賀県では感染拡大防止のためのさらなる緊急事態措置を講じることとしました。

感染拡大防止のため、具体的には、介護員養成研修事業者におかれましては、下記のとおり特措法によらない、休止の協力を依頼いたします。

つきましては、依頼の趣旨をご理解の上、休止等について受講生等に対して周知を行う等、適切なご対応をよろしく願います。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、休業要請等に応じていただいた方は、支援金の対象となる場合がありますので、詳細については、ホームページでご確認いただくか、コールセンター（077-528-1344）へお問い合わせください。

記

1 休止の協力を依頼する期間

令和2年4月23日0時から令和2年5月6日まで

※「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」の内容については、以下のリンクより御参照ください。

【リンク】 <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/311523.html>

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係／在宅介護指導係
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851
e-mail : kaigo@pref.shiga.lg.jp